保全管理命令

平成２５年（再）第１号

さいたま市西区指扇4350番地１
再生債務者　医療法人社団金石会
主文
１　保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　さいたま市大宮区下町１―50まつかめビル４階　弁護士法人グリーンリーフ法律事務所（大宮本部）　弁護士　堀口泰之
３　保全管理人は、その職務の遂行状況並びにその管理する財産の状況及び収支の状況について、当裁判所の求めに応じ、随時報告しなければならない。
４　保全管理人は、あらかじめ当裁判所の許可を得た場合を除き、下記の行為をしてはならない。

記

平成25年２月６日までの原因に基づいて生じた債務（次のものを除く）の弁済及び担保の提供
⑴　租税その他国税徴収法の例により徴収される債務
⑵　再生債務者とその従業員との雇用関係により生じた債務
⑶　再生債務者の事務所、事業所の賃料、水道光熱費、通信に係る債務
⑷　再生債務者の事務所、事業所の備品及び車両等のリース料
⑸　同日の債務総額が10万円以下の債務

平成25年２月７日
さいたま地方裁判所第３民事部

監 督 命 令

平成２５年（再）第１号

大阪府富田林市藤沢台５丁目２番６号
再生債務者　株式会社みどり園
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市北区西天満４丁目３番４号御影ビル２階　なのはな法律事務所　弁護士　野村　剛司
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為

平成25年２月12日
大阪地方裁判所第６民事部

営業譲渡に関する株主総会の決議に代わる許可

平成２４年（再）第２号

北海道帯広市西十九条北１丁目７番５号
再生債務者　山田建設工業株式会社
決定の要旨　平成25年１月23日付け営業譲渡許可に係る営業譲渡について会社法467条１項に規定する株主総会の決議に代わる許可をする。
平成25年２月８日　釧路地方裁判所帯広支部

再生手続終結

平成２１年（再）第１号

山口県下関市武久町２丁目３番１号
再生債務者　株式会社プランハウス
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。

平成25年２月８日　山口地方裁判所下関支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第７２号

埼玉県草加市神明１丁目１番18―303号
再生債務者　唯根　千尋
１　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月５日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月19日から平成25年３月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２５年（再イ）第２号

千葉県白井市冨士136番地の14　鎌ケ谷コーポ102号室
再生債務者　泉　　哲子
１　決定年月日時　平成25年２月12日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月５日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月19日から平成25年４月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（再イ）第２０３号

埼玉県川口市幸町２丁目９番32―901号　エスプラナード
再生債務者　大谷　雄治
１　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月６日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月19日から平成25年３月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第８２号

埼玉県三郷市東町370番地１　三郷マンション607号
再生債務者　佐々木明男
１　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月６日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月21日から平成25年３月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２４年（再イ）第８３号

埼玉県八潮市大字大瀬865番地１　オータムヒルズⅡ701
再生債務者　吉田　雅彦
１　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月６日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月19日から平成25年３月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２４年（再イ）第２５３号

名古屋市南区弥生町96番地　ライオンズマンション笠寺公園第２―301号
再生債務者　小椋眞理子（旧姓花村）
１　決定年月日時　平成25年２月13日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月６日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月13日から平成25年３月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第２号

名古屋市南区弥生町96番地　ライオンズマンション笠寺公園第２―301号
再生債務者　花村　　俊
１　決定年月日時　平成25年２月13日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月６日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月13日から平成25年３月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第２号

愛知県西尾市一色町一色山荒子18番地３
再生債務者　山口　拓生
１　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月６日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月13日から平成25年３月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２４年（再イ）第４０１号

札幌市北区北25条西17丁目５番１―221号
再生債務者　古瀬　友子
１　決定年月日時　平成25年２月14日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月７日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月21日から平成25年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部